

令和3年  
12月15日発行  
第46号

# かけ橋

## 太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会  
太田市新田金井町29  
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

### 農地の相談は『推進委員』に

- 農地を貸したいけれども、どこに相談すれば良いか分からない
- 農地を借りたいけれども、借りられる農地の情報が少ない
- 農地の管理に悩んでいる

そんな時は、  
地元の推進委員(農地利用最適化推進委員)にぜひ相談してください。

#### 推進委員の活動内容

- 1 耕作できなくなった農地の情報を集め、規模拡大したい農家へ農地のあっせんを行います。
- 2 担当地区の農地をパトロールし、荒れている農地や、近隣に迷惑を掛けている農地の地権者に対して除草等の指導を行います。
- 3 新たに農業を始める方の地域の身近な相談役となり、サポートします。

推進委員は農業委員と連携し、農地がきちんと耕作されるよう、各地区でパトロールを行っています。さらに、農地を求めている人が、必要な農地を十分に利用できるよう、情報収集やあっせんに向けた活動を行っています。農家の皆さん、農業委員・推進委員が訪問したときは、積極的な意見交換をお願いします。

### 太田市農業委員会の委員の役割

太田市農業委員会は「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」で構成されています。令和2年7月20日からは以下の体制で、太田市の農業発展に向け活動を行っています。

	人数	業務内容
農業委員	19人	農地法に基づく農地の権利移動や転用の許可などの審査業務
農地利用最適化推進委員	33人	耕作放棄地の是正指導や農地の貸し借りの推進などの現場活動

- 農地パトロール
- 農業者年金の加入推進
- 農業に関する情報提供
- 新規就農者の相談役 など

### 「家族経営協定」で充実した家族農業経営を!

家族で農業経営を始めてから長い方も短い方も、家族経営についてもう一度家族みんなで話し合ってみませんか。

仕事の役割分担をはじめ、休日の取り方や給料についてなど、家族で意見を交換しながら、それぞれの家族に合った「家族経営協定」を作っていきましょう。

#### 協定締結までの手順

- 1 まずは話し合い
- 2 対策を考える
- 3 協定を結ぶ
- 4 協定の実行と見直し

※家族経営協定を結ぶと、認定農業者の共同申請や農業者年金の国庫補助等の制度を利用できる場合があります。

家族経営協定を結ぶ際は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



### 「農業者年金」で明るく豊かな老後を



- 1 国民年金第1号被保険者
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 60歳未満

3つの要件を満たす方は…

**農業者年金に加入できます!**

- 農業者年金の6つのメリット
- 農業者は広く加入できる
  - 終身年金。老後を最後までサポート
  - 全額社会保険料控除で大きな節税効果
  - 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる
  - 条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
  - 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
- ※加入について詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

#### 経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

経営移譲(経営継承)後に農地を売買・交換・貸借・返還・転用等をしたときに、**経営移譲年金や特例付加年金が止まる場合があります。**農地を移動する場合は、事前に農業委員会に相談してください。